

羽曳野市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年羽曳野市条例第 1 号）〈抜粋〉

（審査会の設置）

第 7 条 法第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項及び羽曳野市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 4 年羽曳野市条例第 38 号)第 45 条第 1 項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、羽曳野市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、委員 5 人以内をもって組織する。
- 3 審査会の委員は、個人情報保護制度に関し識見を有する者のうちから、市長が任命する。
- 4 審査会の委員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。